

ID: 19

担当部署: 都市建設課

処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第100条において準用する第53条の2第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第53条の2第1項の規定による。 (渇水時における水利使用の特例) 第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。 河川法の一部を改正する法律等の運用について (平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河治発第2号・建設省河開発第5号)による。 2) 水利使用の特例の承認について 河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。 イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。 ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。 ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。 ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。			
標準処理期間	審査基準を満たしている場合には直ちに承認(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日